

発委第2号

長久手市議会基本条例の一部を改正する条例について

長久手市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年3月18日提出

提出者

長久手市議会議会運営委員会委員長 ささせ順子

説明

この案を提出するのは、市民参加及び市民との連携並びに見直し手続に関し、長久手市議会基本条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会基本条例の一部を改正する条例

長久手市議会基本条例（平成26年長久手市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 議会は、本会議、委員会及び<u>協議</u> <u>又は調整を行うための場</u>を原則として市民に公開するものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第22条 議会は、一般選挙を経た<u>任</u> <u>期中に</u>、_____この 条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 議会は、本会議、委員会及び<u>全員</u> <u>協議会</u>_____を原則として市民に公開するものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第22条 議会は、一般選挙を経た<u>任</u> <u>期開始後</u>、できるだけ速やかにこの 条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。